

令和 8 年度 歴史的建造物等保存修復助成 募集要領

公益財団法人 新井財団

** 助 成 理 念 **

日本の美意識を後世に継承する。

1、事業の目的

日本国内の歴史的建造物及び街並み（以下「歴史的建造物等」という）の保存及び活用に関する文化財分野への助成を行うことにより文化財等の保護を図り、我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

2、事業内容

- ① 歴史的建造物の管理、保存修復、活用に関する事業
- ② 災害によって被災した歴史的建造物の復旧に関する事業
- ③ 普及啓発（講習会・イベント等）事業

※ ①②については、当該建造物本体の他に、当該建造物の保存、活用に欠くことができない附帯設備、家具等に関する事業も可とする。

※ ③については、①又は②とあわせて行うものに関し、単独の事業は不可とする。

3、助成対象

原則、国が指定した文化財以外の歴史的建造物（歴史的な街並の景観を構成する建造物を含む）で、当該歴史的建造物が所在する都道府県または市区町村等（以下「地方自治体」）が、管理、保存修復、活用等に支援を行っているもの（申請時以降に支援を予定しているものについては実施が確定しているものに限る）。

※ 歴史的建造物は、法や条例によって特定（指定、登録等）されていることを原則とするが、未特定の場合には同等の価値を有することが学術的に明らかとなっているものは対象に含める。

※ 自然物や自然景観は、法で特定されていても対象とはならない。

4、助成対象事業の期間

申請できる事業は令和 9 年 4 月以降に開始するものとし、複数年にわたる事業も申請を受け付ける。

5、応募の資格

原則として対象となる歴史的建造物の管理・保存・活用等を行う日本国内の非営利団体（宗教法人、公益財団法人、学校法人等）及び都道府県または市区町村等の地

方自治体に対して助成する。非営利団体の場合には、当該歴史的建造物が所在する地方自治体の推薦を得ること（別紙4）。

歴史的建造物を所有する個人及び法人が申請する場合には、非営利団体又は地方自治体と共に本事業を行い、その理由と公益上の目的を応募書類（別紙2）に明記すること。

6、助成金額

1件当たりの助成金額は、原則として100万円～1,000万円程度を目途とする。
上限額を助成額として申請する場合には、2③の事業を必ず含むものとする。

7、選考

公益財団法人新井財団（以下「この法人」という）に設置する選考委員会において選考規程に則り選考する。

採択された同一申請者による申請は、原則として3年間は採択しない。

8、修復完了の報告

事業の終了後6か月以内に、報告書を提出する。なお、事業の期間が1年を超える場合は、適切な時期に中間報告を求める場合がある。

また、事業終了後助成対象物件に財団提供のプレートを貼付掲示し、その写真を報告書と共に提出する。

報告書はこの法人のホームページにて公開する。このため、公開にあたり、著作権上の問題が無いものを提出する、

9、応募の方法と書類

この法人所定の様式による以下の書類を期日までに提出する。

申請書の様式は、この法人のホームページよりダウンロードが可能。

① 助成金交付申請書（歴史的建造物等保存修復助成）

（別紙1） 本要領に示した2～6を記す。

※ 対象とする歴史的建造物が、法や条例で未特定の場合には、「特定なし」と記し、特定された建造物と類似する価値があることを示す史料を別資料として添付する。

※ 非営利団体の場合は、団体の代表者名で申請し、代表者以外に必ず連絡担当者を定め、その連絡先を記入する。地方自治体の場合には、首長又は担当部局の部局長名で申請し、申請者以外に、担当部局の職員を連絡先として記入する。

（別紙2） 対象とする歴史的建造物の概要と申請する事業の内容と必要性

画像データ等を用いて、対象とする歴史的建造物等の現況と、どのような事業を

なぜ行いたいのかを分かりやすく簡潔に記載する。対象の歴史的建造物が、地方自治体の所有である場合には、本助成が必要な理由を、単なる財政上の課題とは別に示すこと。

※本助成は、事業の一定比率を助成するものではないので、本助成が具体的に何に使われるのかを明確に示す書類を作成する。

(別紙 3) 事業責任者、事業計画書及び見積書（所定の様式は無し）

事業を通して、対象となる歴史的建造物の価値が失われないよう責任を持つ者（個人、複数可）を記入する。あわせて、同者の歴史的建造物に関するこれまでの代表的な業績を記入する。

事業計画書には、事業のタイムスケジュールや工程を示す。見積書には、本助成金を使用する際の内訳予定を示す。

※建築工事等の工事を事業として申請する場合には、事業を委託する設計監理者と施工者（ともに予定で可）を明記し、両者のこれまでの歴史的建造物に関する代表的な実績をあわせて記入する。可能であれば、同時に委託予定の事業者が作成した仕様書と計画表、費用の見積もり等が記載された資料を別資料として添付する。なお事業委託者と前記の事業責任者は重なってもよい。

(別紙 4) 指定行政機関推薦書

非営利団体が申請する場合には、対象となる歴史的建造物が所在する地方自治体に作成を依頼する。地方自治体が申請する場合には本書類は不要。

※申請書類は返却しない。

※上記以外にも申請内容を補足する資料があれば添付する。

10、募集の期限

受付期間は、令和8年8月1日から令和8年10月31日(必着)

※募集状況によって変更の場合有り

11、申請書の提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-8-3

公益財団法人 新井財団 事務局

E-mail : arai-zaidan@arai-f.or.jp

12、採否の決定の通知及び助成金の交付

(1) 原則として令和8年12月中に選考委員会を開催し、令和9年1月末日までに採否を申請者に通知する。

(2) 助成金は、令和9年2月末日頃までに申請者の希望する方法で送金交付する。

1 3、助成の取消又は返還

助成対象が次の事由に該当する場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付金の返還を求める。

- ① 虚偽の内容による申請を行った場合
- ② 選定された内容の事業を実施しない場合又は中止した場合
(ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない)
- ③ 上記 8 の報告を行わなかった場合又は虚偽の内容の報告を行った場合
- ④ その他この法人の助成の趣旨に著しく違背する行為があった場合

1 4、その他

採択された歴史的建造物等や申請事業に関する画像データ（図面含む）を、事業報告書や関連した資料と共に提供下さい。（画像は、この法人の事業案内等の印刷物、ホームページ等で使用する予定）

以上